

猫の放し飼いに関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、地域猫に関する管理責任を有する主体に関する事項及び猫の放し飼いに関する基準を定めることにより、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）と相まって、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地域猫」とは、複数の人によって共同で管理され、放し飼いの形で飼養され、単独の所有者又は占有者が存在しない猫をいう。

2 この法律において「放し飼い」とは、動物の所有者又は占有者が、自らの所有する土地の区域を越えて、当該動物が活動することを許容する形で、当該動物を飼養することをいう。

(地域猫に関する届出)

第三条 地域猫を管理しようとする者は、環境省令で定めるところにより、市町村長に対し、管理責任者及びその連絡先その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。

2 地域猫の管理責任者が変更したときは、新たに管理責任者となった者は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 地域猫の管理責任者は、管理するすべての地域猫の死亡その他の事情により、地域猫の管理を終えたときには、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(届出地域猫の管理責任者)

第四条 前条第一項の規定に基づく届出があった場合において、当該届出の管理責任者（以下「届出管理責任者」という。）を、当該地域猫に関して、動物の愛護及び管理に関する法律第七条における「動物の所有者又は占有者」とみなす。

(放し飼いに係る猫への標識の装着)

第五条 猫の放し飼いを行う猫の所有者又は占有者（前条に定める届出管理責任者を含む。以下「放し飼い猫管理責任者」という。）は、その放し飼いかかる猫に、当該放し飼い猫管理責任者の氏名又は名称、連絡先その他の環境省令で定める事項を記載した標識を着けなければならない。

2 前項の標識は、環境省令で定めるやむを得ない場合を除き、その標識に係る猫から取り外してはならない。

(放し飼い猫への繁殖防止措置)

第六条 放し飼い猫管理責任者は、その管理する猫がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

2 市町村長は、その管轄する区域において前項に定める措置が実施されていないと認めるときは、当該猫にかかる放し飼い猫管理者に対し、放し飼い猫の繁殖防止のための措置を講ずるよう勧告することができる。

(放し飼い猫による生活環境の悪化を防止する措置)

第七条 放し飼い猫管理責任者は、その管理する猫に与える餌の腐敗などによる悪臭の発生その他の周辺的生活環境が損なわれている事態を生じさせないように努めなければならない。

2 市町村長は、その管轄する区域において前項の事態が生じていると認めるときは、当該事態に関する放し飼い猫管理者に対し、前項の事態を防止するための措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第八条 市町村長は、第六条第二項又は前条第二項の規定による勧告を受けた放し飼い猫管理責任者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該放し飼い猫管理責任者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(罰則)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第二項の規定に違反して、第五条第一項の標識を放し飼い猫から取り外した者
- 二 正当な理由なく前条の規定による命令に従わない者

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条各項の規定に違反して、虚偽の届出を行った者
- 二 第三条第二項又は第三項の規定による届出を怠った者